



令和7年 1月29日(水)
(2025年) 1月29日(水)
No. 16311 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆特許権侵害訴訟における差止請求の記載 (1)

☆[春宵一刻] アリ学が熱い…………… (10)

☆オンライン知的財産セミナー(“一歩上の特許明細書”の作成ノウハウ) (11)

☆オンライン知的財産セミナー(企業間の契約における知財関連条項) (12)

特許権侵害訴訟における差止請求の記載

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許権侵害行為に対する差止請求

(1) 差止請求権

特許権者は、自己の特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる(特許法100条1項)。また、特許権者は、この侵害の停止又は予防の請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為

により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる(同2項)。1項の請求を「狭義の差止請求」(以下、単に「差止請求」という場合、狭義の差止請求をいう。)、2項の請求を「廃棄・除去請求」、両者を合わせて「広義の差止請求」と呼んでいる。特許権侵害訴訟において、廃棄・除去請求のみを求めることはできず、廃棄・除去

令和6年

職員録

編集・発行 国立印刷局

2024年12月刊 A5判



上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073701-0 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%) 1,360円)

下巻 都道府県・市町村等

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073702-7 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%) 1,360円)

法令全書

編集・発行 国立印刷局 B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

令和6年12月号(令和7年1月25日発行)及び令和6年総目録(令和7年3月中旬発行予定)をもって、廃刊となります。

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>